

平成30年11月9日 事務総長決定

会計検査院所管契約事務取扱規程（昭和55年会計検査院事務総局規程第2号）第3条の規定に基づき、「一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格及び資格審査の方法等の定めについて」の全部を次のように改正する。

平成30年11月9日

会計検査院事務総長 岡村 肇

一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格及び資格審査の方法等の定めについて

第1章 総則

（趣旨）

第1条 会計検査院所管の物品の製造等、建設工事、測量・建設コンサルタント等の契約についての一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）及び競争参加資格についての審査（以下「資格審査」という。）の方法等については、他の法令等で定めるもののほか、この定めによるものとする。

（定義）

第2条 この定めにおいて、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「会計課長」とは、会計検査院事務総長官房会計課長をいう。
- 二 「契約担当官等」とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。
- 三 「物品の製造等に係る契約」とは、物品の製造、物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けに係る契約をいう。
- 四 「建設工事に係る契約」とは、別表1に掲げる建設工事に係る契約をいう。
- 五 「測量・建設コンサルタント等に係る契約」とは、別表2に掲げる測量・建設コンサルタント等に係る契約をいう。

第2章 通則

(公示の方法)

第3条 会計課長は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第72条第4項に規定する競争参加資格の基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について、掲示等の方法により公示しなければならない。

2 会計課長は、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約（以下「特定調達契約」という。）の締結が見込まれるときの特例政令第4条第2項又は第4項の規定による公示については、その年度ごとに、前項に規定する公示すべき事項のほか、次の各号に掲げる事項について、官報により行うものとする。

- 一 調達をする物品等（建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係るものを含む。）の種類
- 二 競争参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 三 競争参加資格の申請書等に使用する言語

(資格審査の時期)

第4条 資格審査は、物品の製造等に係る契約にあつては3年に1回、建設工事に係る契約及び測量・建設コンサルタント等に係る契約にあつては2年に1回、それぞれ定期に行うものとする（以下、これらの定期に行う資格審査を「定期審査」という。）。ただし、定期審査以外の時期においても、資格審査の申請があつたときは、会計課長は、これを受理し審査を開始しなければならない。

2 特定調達契約につき競争に付そうとする場合において、一般競争の公告又は指名競争の公示をした後、当該公告又は公示に係る競争に参加しようとする者から資格審査の申請があつたときは、会計課長は、これを受理し速やかに審査を開始しなければならない。

(資格審査申請書の提出)

第5条 会計課長は、競争参加資格を得ようとする者（以下「申請者」という。）から、契約の種類に応じて、それぞれ第1号様式、第2号様式又は第5号様式による資格審査のための申請書（以下「資格審査申請書」という。）を、定期審査を行う年の1月の指

定する日から同月末日までに、提出させなければならない。ただし、前条第1項ただし書及び同条第2項の場合は、資格審査申請書を随時提出させるものとする。

(資格審査結果の通知)

第6条 会計課長は、資格審査の結果を、資格審査結果通知書（物品の製造等に係る契約については第9号様式、建設工事に係る契約及び測量・建設コンサルタント等に係る契約については第10号様式）により通知するものとする。

(競争参加資格を発行しない場合及び取り消す場合)

第7条 会計課長は、申請者が予決令第70条各号に該当する場合には、競争参加資格を発行しない。

2 会計課長は、競争参加資格を取得した者（以下「競争参加資格者」という。）について、第12条に定める有効期間において予決令第70条各号に該当することになったとき及び該当することが判明したときは、競争参加資格を取り消すものとする。

(変更内容の提出等)

第8条 会計課長は、競争参加資格者について、資格審査申請書の記載内容に変更があった場合、物品の製造等に係る契約については第9条第1項の場合を除き第11号様式を、建設工事に係る契約及び測量・建設コンサルタント等に係る契約については第12号様式を、それぞれ提出させるものとする。

2 会計課長は、前項の規定による競争参加資格審査申請書変更届の内容を審査し、適当と認めた場合は、等級の格付けを受けた者の資格を変更することができる。この場合においては、第6条の様式により通知するものとする。

(廃業等をした者からの提出等)

第9条 会計課長は、物品の製造等に係る契約の競争参加資格者について、廃業等（廃業・倒産・破産等）があった場合には、第13号様式を提出させるものとする。

2 会計課長は、前項の規定により提出させた様式の内容を審査し、競争参加資格を取り消すものとする。

(資格審査結果通知書の紛失等をした者からの提出等)

第10条 会計課長は、物品の製造等に係る契約の競争参加資格者について、資格審査結果通知書の紛失等による再発行の依頼があった場合には、第14号様式を提出させるものとする。

2 会計課長は、前項の規定により提出させた様式の内容を審査し、第6条の様式により通知するものとする。

(競争参加者名簿の作成)

第11条 会計課長は、競争参加資格者について、競争参加資格者名簿を作成するものとする。

(競争参加資格の有効期間)

第12条 定期審査による競争参加資格の有効期間は、資格審査申請書を提出した日の属する年の4月1日から、次回の定期審査の公示の日の属する年度が終了するときまでとし、随時の資格審査による競争参加資格の有効期限は、資格審査の結果を資格審査結果通知書により通知したときから、次回の定期審査の公示の日の属する年度が終了するときまでとする。

(日本語訳の付記等)

第13条 この定めにより提出する書類であって、外国語で記載されているものは、日本語の訳文を付記又は添付させるものとする。

第3章 物品の製造等に係る契約についての競争参加資格、資格審査の方法等

(競争参加資格等)

第14条 物品の製造等に係る契約の競争参加資格は、予決令第70条の規定に該当しない者であって、次の第1表の区分別の予定価格に対応する等級に格付けされた者であることとする。

第1表 区分別の予定価格に対応する等級（物品の製造等）

区 分	予 定 価 格	等 級
物品の製造	3,000万円 以上	A
	2,000万円 以上 3,000万円 未満	B
	400万円 以上 2,000万円 未満	C
	400万円 未満	D
物品の販売	3,000万円 以上	A
	1,500万円 以上 3,000万円 未満	B
	300万円 以上 1,500万円 未満	C
	300万円 未満	D
役務の提供等	3,000万円 以上	A
	1,500万円 以上 3,000万円 未満	B
	300万円 以上 1,500万円 未満	C
	300万円 未満	D
物品の買受け	1,000万円 以上	A
	200万円 以上 1,000万円 未満	B
	200万円 未満	C

- 2 前項の規定による区分別の予定価格に対応する等級に格付けされた者が参加できる競争は、当該格付けされた等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の競争に限られるものとする。
- 3 契約担当官等は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第1表の区分別の予定価格に対応する等級に格付けされた者を1等級上位若しくは2等級上位又は1等級下位若しくは2等級下位の等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の競争に参加させることができる。
- 4 契約担当官等は、契約案件の特殊性により、前3項の規定により難しい場合は、事務総長の承認を得て、前3項の規定と異なる取扱いをすることができる。

（技術力ある中小企業者等の入札参加）

第15条 契約担当官等は、前条の規定にかかわらず、物品の製造、物品の販売（自らが製造した物品の販売に限る。）及び役務の提供等の入札について、次のいずれかに該当する技術力を有すると認められた者の入札も認めることができる。

- 一 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者であること。

二 第18条の規定により定めた資格の等級に付与された数値合計に次の第2表の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者であること。

第2表 技術力評価

項 目	区 分	加算数値
特許保有件数 (当該入札物件等に関する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
技能認定者数(特級、1級、単一等級) (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注1 特許には、海外で取得した特許を含む。

注2 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

三 中小企業技術革新制度(SBIR)の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者であること。

四 株式会社産業革新投資機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者であること。

五 グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム(J-Startup)に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者であること。

(資格審査申請書の添付書類)

第16条 会計課長は、第5条の規定により、資格審査申請書を提出させる場合は、申請

者から資格審査申請書の提出があった日（以下「審査基準日」という。）における次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、決算に関する事項については、審査基準日の直前の決算の確定した日における書類とする。

一 次のイ及びロに掲げる各税についての納税証明書又はこれの写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

イ 消費税及び地方消費税

ロ 法人税（法人の場合）又は所得税（個人の場合）

二 登記事項証明書又はこれの写し（法人の場合）

三 財務諸表（法人の場合）又は所得税青色申告決算書（青色申告）若しくは所得税確定申告書B票（白色申告）（個人の場合）

四 その他必要と認める書類

2 会計課長は、特定調達契約に係る資格審査申請の場合において、前項各号に掲げる書類の一部について添付させることが著しく困難であると認められるものがあるときは、当該書類に記載すべき事実を確認し得る他の書類をもって当該書類に代えさせ、又は当該書類の添付を省略させることができる。

（資格審査の項目）

第17条 物品の製造等に係る契約についての資格審査は、次の各号に掲げる各項目について行うものとする。

一 審査基準日の直前2年の各事業年度における生産高について算出した年間平均生産高（物品の製造の場合に限る。以下「年間平均生産高」という。）又は直前2年の各事業年度における販売高について算出した年間平均販売高（物品の販売、役務の提供等及び物品の買受けの場合に限る。以下「年間平均販売高」という。）

二 経営規模

イ 審査基準日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては、資本金額に準備金、積立金及び繰越利益金の額を加えた額を、個人にあつては純資本の金額をいう。）

ロ 直前決算における機械設備等の価格の合計額（物品の製造の場合に限る。）

三 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

四 審査基準日の前日までの営業年数

2 申請者が組合である場合には、前項各号に掲げる各項目については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「年間平均生産高」については、当該組合の年間平均生産高と当該組合を直接又は間接に構成する組合員及び事業者で当該申請において受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（以下「関係組合員」という。）の年間平均生産高（当該組合に委託し又は当該組合から委託を受けた生産高を除く。）との合計額

二 「年間平均販売高」については、当該組合の年間平均の販売高、請負高又は買受高（関係組合員に対する販売に係る販売高、請負高又は買受高を除く。）と関係組合員の年間平均の販売高、請負高又は買受高（当該組合又は他の関係組合員に対する販売に係る販売高、請負高又は買受高を除く。）との合計額

三 「経営規模」については、当該組合及び関係組合員のそれぞれの額の合計額

四 「流動比率」については、当該組合の流動資産の額と関係組合員の流動資産の額との合計額を当該組合の流動負債の額と関係組合員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分比

五 「営業年数」については、当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数とを合計したものの平均値

（等級格付けの方法）

第18条 競争参加資格の等級の格付けは、第14条第1項に掲げる表の区分別に従い、前条の資格審査の項目ごとの実数に基づき、別表3のそれぞれの項目（(1) 年間平均生産高（年間平均販売高）、(2) 自己資本額、(3) 流動比率、(4) 営業年数、(5) 機械設備等の額）から算定した数値の合計の数値を、次の第3表の数値欄の区分に応ずるそれぞれの等級欄に掲げる等級に格付けするものとする。

第 3 表

区 分	数 値	等 級
物品の製造	90 以上 80 以上 90 未満 55 以上 80 未満 55 未満	A B C D
物品の販売	90 以上 80 以上 90未満 55 以上 80未満 55 未満	A B C D
役務の提供等	90 以上 80 以上 90未満 55 以上 80未満 55 未満	A B C D
物品の買受け	70 以上 50 以上 70未満 50 未満	A B C

第 4 章 建設工事に係る契約についての競争参加資格、資格審査の方法等

(競争参加資格等)

第 19 条 建設工事に係る契約の競争参加資格は、予決令第 70 条の規定に該当しない者であって、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

- 一 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事を行う者で、同法第 3 条の規定による許可を受けている者（これらの者によって構成される共同企業体を含む。）であること。
- 二 次の第 4 表の区分別の予定価格に対応する等級に格付けされた者であること。

第 4 表 区分別の予定価格に対応する等級（建設工事）

区 分	予 定 価 格	等 級
土 木 一 式 及 び 建 築 一 式	1億5,000万円 以上 5,000万円 以上 1億5,000万円 未満 2,000万円 以上 5,000万円 未満 600万円 以上 2,000万円 未満 600万円 未満	A B C D E
土木一式及び建築一式 以外の工事	1,000万円 以上 400万円 以上 1,000万円 未満 400万円 未満	A B C

- 2 前項の規定による区分別の予定価格に対応する等級に格付けされた者が参加できる競争は、当該格付けされた等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の競争に限られるものとする。
- 3 契約担当官等は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第4表の区分別の予定価格に対応する等級に格付けされた者を1等級上位若しくは2等級上位又は1等級下位若しくは2等級下位の等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の競争に参加させることができる。
- 4 契約担当官等は、契約案件の特殊性により、前3項の規定により難しい場合は、事務総長の承認を得て、前3項の規定と異なる取扱いをすることができる。

(資格審査申請書の添付書類)

第20条 会計課長は、第5条の規定により、資格審査申請書を提出させる場合は、審査基準日の直前に受けた建設業法第27条の23に定める経営事項審査の審査に係る基準日における次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、営業所一覧表については、審査基準日における書類とする。

一 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する総合評定値通知書の写し（建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）第1第4号の1（1）に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、（2）に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び（3）に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）

二 工事経歴書（第3号様式）

三 営業所一覧表（第4号様式）

四 建設業法施行規則第2条第1号に定める別記様式第1号（別紙含む。）で申請日の直近のもの写し

五 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

六 次のイ及びロに掲げる各税についての納税証明書又はこれの写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

イ 消費税及び地方消費税

ロ 法人税（法人の場合）又は所得税（個人の場合）

七 その他必要と認める書類

2 会計課長は、特定調達契約に係る資格審査申請の場合において、前項各号に掲げる書類の一部について添付させることが著しく困難であると認められるものがあるときは、当該書類に記載すべき事実を確認し得る他の書類をもって当該書類に代えさせ、又は当該書類の添付を省略させることができる。

（資格審査の項目）

第21条 建設工事に係る契約についての資格審査は、審査基準日の直前に受けた経営事項審査（告示に定める項目及び基準により審査が行われたものに限る。）における次の各号に掲げる各項目について行うものとする。

一 経営規模

告示第1第1号の1から3までに規定するそれぞれの項目

二 経営状況

告示第1第2号の1から8までに規定するそれぞれの項目

三 技術力

告示第1第3号の1及び2に規定するそれぞれの項目

四 その他の審査項目（社会性等）

告示第1第4号の1から9までに規定するそれぞれの項目

2 申請者が共同企業体又は組合である場合には、前項各号に掲げる各項目については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 「経営規模」及び「技術力」については、共同企業体にあつては、各構成員のそれぞれの数値の合計値。組合にあつては、当該組合と関係組合員のそれぞれの数値の合計値

二 「経営状況」及び「その他の審査項目」については、共同企業体にあつては、各構成員のそれぞれの数値の平均値。組合にあつては、当該組合と各組合員のそれぞれの

数値の平均値

(等級格付けの方法)

第22条 競争参加資格の等級の格付けは、第19条第1項第2号に掲げる表の区分別に従い、前条の資格審査の項目ごとの実数等に基づき、次の算定式をもって算定して得た数値により、次の第5表の数値欄の区分に応ずるそれぞれの等級欄に掲げる等級に格付けするものとする。

$$0.25 \times A + 0.15 \times B + 0.20 \times C + 0.25 \times D + 0.15 \times E$$

この算定式における各記号は、次のAからEまでに掲げるとおりとする。

A：別表4の種類別年間平均完成工事高の区分による点数

B：別表5の自己資本の額又は平均自己資本額の区分による点数及び別表6の平均利益額の区分による点数の合計を2で除して得た点数

C：下記aの計算式により算定した、純支払利息比率、負債回転期間、総資本売上総利益率、売上高経常利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュ・フロー及び利益剰余金額の数値に基づき、下記bの計算式により算定した経営状況数値を用いて、下記cの計算式によって求めた経営状況の点数（小数点以下第1位を四捨五入した点数）

a 分析指標の計算式（X1～X8の数値は小数点以下第4位を四捨五入した値）

・純支払利息比率 …………… (X1)

$$= \frac{\text{支払利息の額} - \text{受取利息配当金額}}{\text{売上高}} \times 100$$

・負債回転期間 …………… (X2)

$$= \frac{\text{流動負債の額} + \text{固定負債の額}}{\text{売上高} \div 12}$$

・総資本売上総利益率 …………… (X3)

$$= \frac{\text{売上総利益の額}}{\text{総資本の額 (2期平均)}} \times 100$$

・売上高経常利益率 …………… (X4)

$$= \frac{\text{経常利益の額}}{\text{売上高}} \times 100$$

・自己資本対固定資産比率 …………… (X5)

$$= \frac{\text{自己資本の額}}{\text{固定資産の額}} \times 100$$

・自己資本比率…………… (X6)

$$= \frac{\text{自己資本の額}}{\text{総資本の額}} \times 100$$

・営業キャッシュ・フロー…………… (X7)

$$= \frac{\text{営業キャッシュ・フローの額 (2期平均)}}{1 \text{ 億}}$$

・利益剰余金額…………… (X8)

$$= \frac{\text{利益剰余金の額}}{1 \text{ 億}}$$

b 経営状況数値の計算式

$$\begin{aligned} \text{経営状況数値} = & -0.4650 \text{ X1} - 0.0508 \text{ X2} + 0.0264 \text{ X3} \\ & + 0.0277 \text{ X4} + 0.0011 \text{ X5} + 0.0089 \text{ X6} \\ & + 0.0818 \text{ X7} + 0.0172 \text{ X8} + 0.1906 \end{aligned}$$

c 経営状況の点数の計算式

$$\text{経営状況の点数} = 167.3 \times \text{経営状況数値} + 583$$

D：許可を受けた建設業の種類別に、別表7の技術職員数値の区分による点数に5分の4を乗じて得た点数及び別表8の許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の区分による点数に5分の1を乗じて得た点数の合計点数（小数点以下第1位を切り捨てた点数）

なお、技術職員数値とは、告示第1第3号の1の(一)から(五)までに掲げる者の数に、同号の1の(一)に掲げる者の数にあっては6を、同号の1の(二)に掲げる者の数にあっては5を、同号の1の(三)に掲げる者の数にあっては3を、同号の1の(四)に掲げる者の数にあっては2を、同号の1の(五)に掲げる者の数にあっては1を、それぞれ乗じて得た数値の合計数値をいう。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は一までとする。

E：次のaからiまでにより算定した点数の合計点数に10及び200分の190を乗じた点数（ただし、0に満たない場合は0とみなす）

a 労働福祉状況の点数

次の計算式によって算出した点数

$$Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

Y1 : 告示第1第4号の1の(四)から(六)までに掲げる各項目のうち、
加入又は導入をしているとされたものの数

Y2 : 告示第1第4号の1の(一)から(三)までに掲げる各項目のうち、
加入をしていないとされたものの数

b 工事営業年数の点数

別表9の営業年数の区分による点数

c 防災協定締結状況の点数

別表10の防災協定締結の有無の区分による点数

d 法令遵守状況の点数

審査対象年における別表11の法令遵守の状況の区分による点数

e 建設業の経理に関する状況の点数

別表12の監査の受審状況の区分による点数及び別表13の公認会計士等数
値(告示第1第4号の5の(二)のイに掲げる者の数に、同号の5の(二)
のロに掲げる者の数に10分の4を乗じて得た数を加えた合計数値)の区分
による点数の合計点数

f 平均研究開発費の額の点数

別表14の平均研究開発費の額の区分による点数

g 民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数

別表15の民事再生法又は会社更生法の適用の有無の区分による点数

h 建設機械の保有状況の点数

別表16の建設機械の所有及びリース台数の区分による点数

i 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数

別表17の国際標準化機構が定めた規格による登録状況の区分による点数

j 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の点数

別表18の若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況の区分による点数及
び別表19の新規若年技術職員の育成及び確保の状況の区分による点数の合
計点数

第 5 表

区 分	数 値	等 級
土 木 一 式 及 び 建 築 一 式	1200 以上	A
	1000 以上 1200 未満	B
	800 以上 1000 未満	C
	600 以上 800 未満	D
	600 未満	E
土木一式及び建築一式 以外の工事	950 以上	A
	700 以上 950 未満	B
	700 未満	C

2 会計課長は、必要があると認めるときは、前項の規定による競争参加資格の等級の格付けを、同項の算定式をもって算定して得た数値によらずに、第 20 条第 1 項第 1 号の総合評定値通知書の総合評定値により行うことができる。

第 5 章 測量・建設コンサルタント等に係る契約についての競争参加資格、資格審査の方法等

(競争参加資格等)

第 23 条 測量・建設コンサルタント等に係る契約の競争参加資格は、予決令第 70 条の規定に該当しない者であって、次の各号のいずれにも該当する者であることとする。

一 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条の規定による登録を受けている者、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条の規定による登録を受けている者、地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条の規定による登録を受けている者及びその他の登録等を受けて事業を行う者であること。

二 次の第 6 表の予定価格に対応する等級に格付けされた者であること。

第 6 表 予定価格に対応する等級（測量・建設コンサルタント等）

区 分	予 定 価 格	等 級
測量・建設コンサル タント等	1,000万円 以上	A
	200万円 以上 1,000万円 未満	B
	200万円 未満	C

- 2 前項の規定による予定価格に対応する等級に格付けされた者が参加できる競争は、当該格付けされた等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の競争に限られるものとする。
- 3 契約担当官等は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第6表の予定価格に対応する等級に格付けされた者を1等級上位若しくは2等級上位又は1等級下位若しくは2等級下位の等級に対応する予定価格の欄に掲げる金額の競争に参加させることができる。

(資格審査申請書の添付書類)

第24条 会計課長は、第5条の規定により、資格審査申請書を提出させる場合は、申請者から資格審査申請書の提出があった日の直前の事業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）における次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、営業所一覧表については、審査基準日における書類とする。

- 一 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し
- 二 測量等実績調書（第6号様式）
- 三 技術者経歴書（第7号様式）
- 四 営業所一覧表（第8号様式）
- 五 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はこれの写し
- 六 次のイ及びロに掲げる各税についての納税証明書又はこれの写し（申請者が個人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ロ 法人税（法人の場合）又は所得税（個人の場合）
- 七 申請者が法人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表、個人である場合においては、審査基準日の直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 八 その他必要と認める書類

2 前項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該各号に定める書類をもって前項第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる書類に代えることができるものとする。

- 一 測量業者（測量法第55条の5に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
測量法第55条の8に規定する書類の写し
 - 二 建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
 - 三 地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
 - 四 補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）
補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- 3 会計課長は、特定調達契約に係る資格審査申請の場合において、第1項各号に掲げる書類の一部について添付させることが著しく困難であると認められるものがあるときは、当該書類に記載すべき事実を確認し得る他の書類をもって当該書類に代えさせ、又は当該書類の添付を省略させることができる。

（資格審査の項目）

第25条 測量・建設コンサルタント等に係る契約についての資格審査は、次の各号に掲げる各項目について行うものとする。

- 一 測量等審査基準日の直前2年の各事業年度における登録を受けた測量業等に係る業種区分別に算出した年間平均実績高（以下「業種別年間平均実績高」という。）
- 二 経営規模
 - イ 測量等審査基準日の直前の事業年度の決算における自己資本額
 - ロ 測量等審査基準日の前日における測量業等に従事する技術職員の数及び技術職員以外の職員の数
- 三 測量等審査基準日までの営業年数

2 申請者が組合である場合には、前項各号に掲げる各項目については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「業種別年間平均実績高」については、当該組合と関係組合員の業種別年間平均実績高の合計額。ただし、関係組合員にあっては、当該組合に委託し又は当該組合から

委託を受けた測量・建設コンサルタント等及び他の関係組合員に委託した測量・建設コンサルタント等に係る実績高を除く。

二 「経営規模」については、当該組合と関係組合員のそれぞれの数値の合計値

三 「営業年数」については、当該組合の営業年数と関係組合員の営業年数との平均値

(等級格付けの方法)

第26条 競争参加資格の等級の格付けは、前条の資格審査の項目ごとの実数に基づき、次の算定式をもって算定して得た数値により、次の第7表の数値欄の区分に応ずるそれぞれの等級欄に掲げる等級に格付けするものとする。

$$3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この算定式における各記号は、次のAからDまでに掲げるとおりとする。

A 別表20の業種別年間平均実績高の区分による点数

B 別表21の自己資本額数値の区分による点数

C 別表22の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数にあつては5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数にあつては2をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値の区分による、別表23の点数の欄に掲げる点数

D 別表24の営業年数の区分による点数

第7表

区 分	数 値	等 級
測量・建設コンサル タント等	230 以上	A
	170 以上	B
	170 未満	C

附 則

この定めは、平成30年11月9日から施行する。

別表 1（第 2 条第 4 号関係）

土木一式工事
建築一式工事
大工工事
左官工事
とび・土工・コンクリート工事
石工事
屋根工事
電気工事
管工事
タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事
鉄筋工事
装工事
しゅんせつ工事
板金工事
ガラス工事
塗装工事
防水工事
内装仕上工事
機械器具設置工事
熱絶縁体工事
電気通信工事
造園工事
さく井工事
建具工事
水道施設工事
消防施設工事
清掃施設工事
解体工事

別表 2（第 2 条第 5 号関係）

測量
建築関係建設コンサルタント業務
土木関係建設コンサルタント業務
地質調査業務
補償関係コンサルタント業務

別表3（第18条関係）

項目	段階区分		数値	
			製造	製造以外
(1) 年間平均生産高 (年間平均販売高)	200 億円以上		60	65
	100 億円以上	200 億円未満	55	60
	50 億円以上	100 億円未満	50	55
	25 億円以上	50 億円未満	45	50
	10 億円以上	25 億円未満	40	45
	5 億円以上	10 億円未満	35	40
	2.5億円以上	5 億円未満	30	35
	1 億円以上	2.5億円未満	25	30
	5,000万円以上	1 億円未満	20	25
	2,500万円以上	5,000万円未満	15	20
(2) 自己資本額	10 億円以上		10	15
	1 億円以上	10億円未満	8	12
	1,000万円以上	1億円未満	6	9
	100万円以上	1,000万円未満	4	6
		100万円未満	2	3
(3) 流動比率	140%以上		10	
	120%以上		8	
	100%以上		6	
	100%未満		4	
(4) 営業年数	20年以上		5	10
	10年以上	20年未満	4	8
		10年未満	3	6
(5) 機械設備等の額	10 億円以上		15	
	1 億円以上	10 億円未満	12	
	5,000万円以上	1 億円未満	9	
	1,000万円以上	5,000万円未満	6	
		1,000万円未満	3	
(6) 合計(最高点)			100	100

別表4 (第22条関係)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の 種別別年間平均完成工事高	点 数
(1)	1,000億 円以上	2,309
(2)	800億 円以上 1,000億 円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
(3)	600億 円以上 800億 円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
(4)	500億 円以上 600億 円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
(5)	400億 円以上 500億 円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(6)	300億 円以上 400億 円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
(7)	250億 円以上 300億 円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
(8)	200億 円以上 250億 円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(9)	150億 円以上 200億 円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$
(10)	120億 円以上 150億 円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,281$
(11)	100億 円以上 120億 円未満	$62 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,165$
(12)	80億 円以上 100億 円未満	$64 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,155$
(13)	60億 円以上 80億 円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,211$
(14)	50億 円以上 60億 円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(15)	40億 円以上 50億 円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,055$
(16)	30億 円以上 40億 円未満	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,059$
(17)	25億 円以上 30億 円未満	$51 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 903$
(18)	20億 円以上 25億 円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 963$
(19)	15億 円以上 20億 円未満	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 975$
(20)	12億 円以上 15億 円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 893$
(21)	10億 円以上 12億 円未満	$39 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 811$
(22)	8億 円以上 10億 円未満	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 816$
(23)	6億 円以上 8億 円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 868$
(24)	5億 円以上 6億 円未満	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 793$
(25)	4億 円以上 5億 円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 748$
(26)	3億 円以上 4億 円未満	$42 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 716$
(27)	2億5,000億円以上 3億 円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 698$
(28)	2億 円以上 2億5,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 678$
(29)	1億5,000万円以上 2億 円未満	$34 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 654$
(30)	1億2,000万円以上 1億5,000万円未満	$26 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 626$
(31)	1億 円以上 1億2,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 616$
(32)	8,000万円以上 1億 円未満	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 601$
(33)	6,000万円以上 8,000万円未満	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 577$
(34)	5,000万円以上 6,000万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 565$
(35)	4,000万円以上 5,000万円未満	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 550$
(36)	3,000万円以上 4,000万円未満	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 530$
(37)	2,500万円以上 3,000万円未満	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 524$
(38)	2,000万円以上 2,500万円未満	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 509$
(39)	1,500万円以上 2,000万円未満	$20 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 493$
(40)	1,200万円以上 1,500万円未満	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 483$
(41)	1,000万円以上 1,200万円未満	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 473$
(42)	1,000万円未満	$131 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 397$

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表5（第22条関係）

区分	自己資本の額又は平均自己資本額	点数
(1)	3,000億 円 以上	2,114
(2)	2,500億 円 以上 3,000億 円 未満	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	2,000億 円 以上 2,500億 円 未満	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	1,500億 円 以上 2,000億 円 未満	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	1,200億 円 以上 1,500億 円 未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	1,000億 円 以上 1,200億 円 未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	800億 円 以上 1,000億 円 未満	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	600億 円 以上 800億 円 未満	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	500億 円 以上 600億 円 未満	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	400億 円 以上 500億 円 未満	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	300億 円 以上 400億 円 未満	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	250億 円 以上 300億 円 未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	200億 円 以上 250億 円 未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	150億 円 以上 200億 円 未満	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	120億 円 以上 150億 円 未満	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	100億 円 以上 120億 円 未満	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	80億 円 以上 100億 円 未満	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$
(18)	60億 円 以上 80億 円 未満	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	50億 円 以上 60億 円 未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	40億 円 以上 50億 円 未満	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	30億 円 以上 40億 円 未満	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	25億 円 以上 30億 円 未満	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	20億 円 以上 25億 円 未満	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	15億 円 以上 20億 円 未満	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	12億 円 以上 15億 円 未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	10億 円 以上 12億 円 未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	8億 円 以上 10億 円 未満	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	6億 円 以上 8億 円 未満	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	5億 円 以上 6億 円 未満	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	4億 円 以上 5億 円 未満	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	3億 円 以上 4億 円 未満	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	2億5,000万円 以上 3億 円 未満	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	2億 円 以上 2億5,000万円 未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	1億5,000万円 以上 2億 円 未満	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	1億2,000万円 以上 1億5,000万円 未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	1億 円 以上 1億2,000万円 未満	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	8,000万円 以上 1億 円 未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	6,000万円 以上 8,000万円 未満	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	5,000万円 以上 6,000万円 未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	4,000万円 以上 5,000万円 未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	3,000万円 以上 4,000万円 未満	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	2,500万円 以上 3,000万円 未満	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	2,000万円 以上 2,500万円 未満	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	1,500万円 以上 2,000万円 未満	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	1,200万円 以上 1,500万円 未満	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	1,000万円 以上 1,200万円 未満	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	1,000万円 未満	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表6（第22条関係）

区分	平均利益額	点 数
(1)	300億 円 以上	2,447
(2)	250億 円 以上 300億 円 未満	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	200億 円 以上 250億 円 未満	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	150億 円 以上 200億 円 未満	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$
(5)	120億 円 以上 150億 円 未満	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	100億 円 以上 120億 円 未満	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	80億 円 以上 100億 円 未満	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	60億 円 以上 80億 円 未満	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	50億 円 以上 60億 円 未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	40億 円 以上 50億 円 未満	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	30億 円 以上 40億 円 未満	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	25億 円 以上 30億 円 未満	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	20億 円 以上 25億 円 未満	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	15億 円 以上 20億 円 未満	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	12億 円 以上 15億 円 未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	10億 円 以上 12億 円 未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	8億 円 以上 10億 円 未満	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	6億 円 以上 8億 円 未満	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	5億 円 以上 6億 円 未満	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	4億 円 以上 5億 円 未満	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	3億 円 以上 4億 円 未満	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	2億5,000万円 以上 3億 円 未満	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	2億 円 以上 2億5,000万円 未満	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	1億5,000万円 以上 2億 円 未満	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	1億2,000万円 以上 1億5,000万円 未満	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	1億 円 以上 1億2,000万円 未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	8,000万円 以上 1億 円 未満	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	6,000万円 以上 8,000万円 未満	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	5,000万円 以上 6,000万円 未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	4,000万円 以上 5,000万円 未満	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	3,000万円 以上 4,000万円 未満	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	2,500万円 以上 3,000万円 未満	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	2,000万円 以上 2,500万円 未満	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	1,500万円 以上 2,000万円 未満	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	1,200万円 以上 1,500万円 未満	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	1,000万円 以上 1,200万円 未満	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	1,000万円 未満	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 7 (第 2 2 条関係)

区分	技術職員数値	点 数
(1)	15,500 以上	2,335
(2)	11,930 以上 15,500 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	9,180 以上 11,930 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	7,060 以上 9,180 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	5,430 以上 7,060 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	4,180 以上 5,430 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	3,210 以上 4,180 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	2,470 以上 3,210 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	1,900 以上 2,470 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	1,460 以上 1,900 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	1,130 以上 1,460 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	870 以上 1,130 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	670 以上 870 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	510 以上 670 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	390 以上 510 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	300 以上 390 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	230 以上 300 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	180 以上 230 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	140 以上 180 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	110 以上 140 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	85 以上 110 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	65 以上 85 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	50 以上 65 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	40 以上 50 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	30 以上 40 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	20 以上 30 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	15 以上 20 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	10 以上 15 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	5 以上 10 未満	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)	5 未満	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 8 (第 2 2 条関係)

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	点 数
(1)	1,000億 円 以上	2,865
(2)	800億 円 以上 1,000億円 未満	119×(年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,270
(3)	600億 円 以上 800億円 未満	145×(年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000,000 + 2,166
(4)	500億 円 以上 600億円 未満	87×(年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 2,079
(5)	400億 円 以上 500億円 未満	104×(年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,994
(6)	300億 円 以上 400億円 未満	126×(年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000,000 + 1,906
(7)	250億 円 以上 300億円 未満	76×(年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,828
(8)	200億 円 以上 250億円 未満	90×(年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,758
(9)	150億 円 以上 200億円 未満	110×(年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000,000 + 1,678
(10)	120億 円 以上 150億円 未満	81×(年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000,000 + 1,603
(11)	100億 円 以上 120億円 未満	63×(年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,549
(12)	80億 円 以上 100億円 未満	75×(年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,489
(13)	60億 円 以上 80億円 未満	92×(年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000,000 + 1,421
(14)	50億 円 以上 60億円 未満	55×(年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,367
(15)	40億 円 以上 50億円 未満	66×(年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,312
(16)	30億 円 以上 40億円 未満	79×(年間平均元請完成工事高) ÷ 1,000,000 + 1,260
(17)	25億 円 以上 30億円 未満	48×(年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,209
(18)	20億 円 以上 25億円 未満	57×(年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,164
(19)	15億 円 以上 20億円 未満	70×(年間平均元請完成工事高) ÷ 500,000 + 1,112
(20)	12億 円 以上 15億円 未満	50×(年間平均元請完成工事高) ÷ 300,000 + 1,072
(21)	10億 円 以上 12億円 未満	41×(年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 1,026
(22)	8億 円 以上 10億円 未満	47×(年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 996
(23)	6億 円 以上 8億円 未満	57×(年間平均元請完成工事高) ÷ 200,000 + 956
(24)	5億 円 以上 6億円 未満	36×(年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 911
(25)	4億 円 以上 5億円 未満	40×(年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 891
(26)	3億 円 以上 4億円 未満	51×(年間平均元請完成工事高) ÷ 100,000 + 847
(27)	2億5,000万円 以上 3億円 未満	30×(年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 820
(28)	2億 円 以上 2億5,000万円 未満	35×(年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 795
(29)	1億5,000万円 以上 2億円 未満	45×(年間平均元請完成工事高) ÷ 50,000 + 755
(30)	1億2,000万円 以上 1億5,000万円 未満	32×(年間平均元請完成工事高) ÷ 30,000 + 730
(31)	1億 円 以上 1億2,000万円 未満	26×(年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 702
(32)	8,000万円 以上 1億円 未満	29×(年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 687
(33)	6,000万円 以上 8,000万円 未満	36×(年間平均元請完成工事高) ÷ 20,000 + 659
(34)	5,000万円 以上 6,000万円 未満	22×(年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 635
(35)	4,000万円 以上 5,000万円 未満	27×(年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 610
(36)	3,000万円 以上 4,000万円 未満	31×(年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 594
(37)	2,500万円 以上 3,000万円 未満	19×(年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 573
(38)	2,000万円 以上 2,500万円 未満	23×(年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 553
(39)	1,500万円 以上 2,000万円 未満	28×(年間平均元請完成工事高) ÷ 5,000 + 533
(40)	1,200万円 以上 1,500万円 未満	19×(年間平均元請完成工事高) ÷ 3,000 + 522
(41)	1,000万円 以上 1,200万円 未満	16×(年間平均元請完成工事高) ÷ 2,000 + 502
(42)	1,000万円 未満	341×(年間平均元請完成工事高) ÷ 10,000 + 241

(注) 点数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表 9 (第 2 2 条関係)

区分	営業年数	点数
(1)	35年以上	60
(2)	34年	58
(3)	33年	56
(4)	32年	54
(5)	31年	52
(6)	30年	50
(7)	29年	48
(8)	28年	46
(9)	27年	44
(10)	26年	42
(11)	25年	40
(12)	24年	38
(13)	23年	36
(14)	22年	34
(15)	21年	32
(16)	20年	30
(17)	19年	28
(18)	18年	26
(19)	17年	24
(20)	16年	22
(21)	15年	20
(22)	14年	18
(23)	13年	16
(24)	12年	14
(25)	11年	12
(26)	10年	10
(27)	9年	8
(28)	8年	6
(29)	7年	4
(30)	6年	2
(31)	5年以下	0

別表 1 0 (第 2 2 条関係)

区分	防災協定締結の有無	点数
(1)	有	20
(2)	無	0

別表 1 1 (第 2 2 条関係)

区分	法令遵守の状況	点数
(1)	無	0
(2)	指示をされた場合	-15
(3)	営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	-30

別表 1 2 (第 2 2 条関係)

区分	監査の受審状況	点数
(1)	会計監査人の設置	20
(2)	会計参与の設置	10
(3)	経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
(4)	無	0

別表 1 3 (第 2 2 条関係)

項目	公認会計士等数値					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
区分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点数	10点	8点	6点	4点	2点	0点
年間平均完成工事高 600億円以上	13.6 以上	10.8 以上 13.6 未満	7.2 以上 10.8 未満	5.2 以上 7.2 未満	2.8 以上 5.2 未満	2.8 未満
年間平均完成工事高 150億円以上 600億円未満	8.8 以上	6.8 以上 8.8 未満	4.8 以上 6.8 未満	2.8 以上 4.8 未満	1.6 以上 2.8 未満	1.6 未満
年間平均完成工事高 40億円以上 150億円未満	4.4 以上	3.2 以上 4.4 未満	2.4 以上 3.2 未満	1.2 以上 2.4 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.8 未満
年間平均完成工事高 10億円以上 40億円未満	2.4 以上	1.6 以上 2.4 未満	1.2 以上 1.6 未満	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	0.4 未満
年間平均完成工事高 1億円以上 10億円未満	1.2 以上	0.8 以上 1.2 未満	0.4 以上 0.8 未満	—	—	0
年間平均完成工事高 1億円未満	0.4 以上	—	—	—	—	0

別表 1 4 (第 2 2 条関係)

区分	平均研究開発費の額	点数
(1)	100億円 以上	25
(2)	75億円 以上 100億円 未満	24
(3)	50億円 以上 75億円 未満	23
(4)	30億円 以上 50億円 未満	22
(5)	20億円 以上 30億円 未満	21
(6)	19億円 以上 20億円 未満	20
(7)	18億円 以上 19億円 未満	19
(8)	17億円 以上 18億円 未満	18
(9)	16億円 以上 17億円 未満	17
(10)	15億円 以上 16億円 未満	16
(11)	14億円 以上 15億円 未満	15
(12)	13億円 以上 14億円 未満	14
(13)	12億円 以上 13億円 未満	13
(14)	11億円 以上 12億円 未満	12
(15)	10億円 以上 11億円 未満	11
(16)	9億円 以上 10億円 未満	10
(17)	8億円 以上 9億円 未満	9
(18)	7億円 以上 8億円 未満	8
(19)	6億円 以上 7億円 未満	7
(20)	5億円 以上 6億円 未満	6
(21)	4億円 以上 5億円 未満	5
(22)	3億円 以上 4億円 未満	4
(23)	2億円 以上 3億円 未満	3
(24)	1億円 以上 2億円 未満	2
(25)	5,000万円 以上 1億円 未満	1
(26)	5,000万円 未満	0

別表 1 5 (第 2 2 条関係)

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	点数
無	0
有	-60

別表 1 6 (第 2 2 条関係)

建設機械の所有及びリース台数	点数
15台以上	15
14台	15
13台	14
12台	14
11台	13
10台	13
9台	12
8台	12
7台	11
6台	10
5台	9
4台	8
3台	7
2台	6
1台	5
0台	0

別表 1 7 (第 2 2 条関係)

国際標準化機構が定めた規格による登録状況	点 数
第9001号及び第14001号の登録	10
第9001号の登録	5
第14001号の登録	5
無	0

別表 1 8 (第 2 2 条関係)

若年技術職員の継続的な育成及び確保の状況	点 数
若年技術職員の人数が技術職員の15%以上	1
若年技術職員の人数が技術職員の15%未満	0

別表 1 9 (第 2 2 条関係)

新規若年技術職員の育成及び確保の状況	点 数
前回審査時より増加した若年技術者が技術職員名簿人数の1%以上	1
前回審査時より増加した若年技術者が技術職員名簿人数の1%未満	0

別表 2 0 (第 2 6 条 関 係)

年間平均実績高	点 数
20億円 以上	30
10億円 以上 20億円 未満	25
5億円 以上 10億円 未満	20
1億円 以上 5億円 未満	15
1億円 未満	10

別表 2 1 (第 2 6 条 関 係)

自己資本額数値	点 数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

(注) 自己資本額数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値

別表 2 4 (第 2 6 条関係)

営業年数	点数
35年 以上	30
25年 以上 35年 未満	25
15年 以上 25年 未満	20
5年 以上 15年 未満	15
5年 未満	10

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書 (物品製造等)

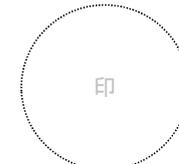
物品の製造以外に「物品の販売」「役務の提供等」「物品の買受」を含みます

平成 (年度を選択してください) 年度における物品の製造等に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

衆議院庶務部会計課長 殿
 参議院庶務部会計課長 殿
 国立国会図書館総務部会計課長 殿
 最高裁判所事務総局経理局長 殿
 会計検査院事務総長官房会計課長 殿
 内閣府大臣官房会計課長 殿
 復興庁会計担当参事官 殿
 総務省大臣官房会計課長 殿
 法務省大臣官房会計課長 殿

外務省大臣官房会計課長 殿
 財務省大臣官房会計課長 殿
 文部科学省大臣官房会計課長 殿
 厚生労働省大臣官房会計課長 殿
 農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿
 経済産業省大臣官房会計課長 殿
 国土交通省大臣官房会計課長 殿
 環境省大臣官房会計課長 殿
 防衛省大臣官房会計課長 殿



[代表者印]

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

申請日 平成 年 月 日

※ゴム印可

※代表者印又は代理人の印を押印

01	1 定期	2 随時	02	1 新規	2 更新
※いずれかに○をつける			※いずれかに○をつける		

03	1 組合	2 公益法人	3 その他の法人	4 個人	5 その他
	[1組合]の場合、法人設立の根拠法を記入			(1組合を選択された場合は、法人設立の根拠法を選択してください)	

※いずれか1つに○をする。ただし、[1組合]を選択した場合は、法人設立の根拠法を記入すること。

05	業者コード	
※「更新」申請の方のみ数字10桁で記入		

04	官 公 需 適格組合証明	平成 年 月 日
		第 号

※適格組合の方のみ記入

06	法人番号	
※法人番号をお持ちの方は数字13桁で記入		

添付書類	登記事項証明書	納税証明書(法人)	財務諸表(法人)	委任状	その他身分証明書等
	資格結果通知書	納税証明書(個人)	財務諸表(個人青・白) <small>※どちらかに○をつける</small>	外字届	

※該当するものに○をつける

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード					
-------------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

07 郵便番号 (登記上) - ※外国の郵便番号の場合は空欄とする

08 フリガナ
本社住所 (登記上)

※フリガナは都道府県、地番、ビル名については省略する ※登記事項証明書のとおり記入

09 フリガナ
商号又は名称

※フリガナは「株式会社」等法人の種類フリガナは省略 ※商号又は名称は「株式会社」のように略さず「株式会社」と記入
※登記事項証明書のとおり記入し、「株式会社」等の法人格名称の前後には空白をいれず文字を詰める

10 役職 ※役職名については登記事項証明書のとおり記入
フリガナ
代表者氏名

※姓と名の間は1文字分あけて記入

11 設立年月日 年 月 日

※法人は、登記に記載のある「会社成立の年月日」、「法人成立の年月日」また「組合契約の効力が発生する年月日」を和暦で記入
※個人は、創業年月日を和暦で記入。

12 申請担当者・代理人
部署名(所属名)・役職名 フリガナ
氏名

※申請担当者の部署名を記入 ※代表者が申請担当者兼ねる場合、役職を記入 ※姓と名の間は1文字分あけて記入
※代理人は、所属名(会社名等)と部署名を記入

13 申請担当者・代理人郵便番号 - 資格審査結果通知書送付先 1. 本社 2. 担当者・代理人

※変更を要する場合○印を記入
※未記入の場合は本社になります

フリガナ
申請担当者・代理人勤務先住所

※フリガナは都道府県、地番、ビル名については省略する ※住所はあくまで勤務先住所であり担当者の個人的住所ではありません ※本社住所と同じなら「本社住所と同じ」と記入

14 申請担当者・代理人電話 申請担当者・代理人FAX

※市外局番一局番一番号 ※例 03-1234-5678

※市外局番一局番一番号 ※例 03-1234-5678 ※FAXがなければ未記入可

申請担当者・代理人メールアドレス

申請担当者・代理人に申請の内容を問い合わせ可能なメールアドレスを記入。ただし、任意です。

15 主たる事業の種類 (※複数選択不可) ※資格審査結果通知書に印字される、企業規模判定に使用

1. 物品の製造	2. 物品の販売	3. 役務の提供等	4. 物品の買受け
a. ゴム製品 b. その他	c. 卸売 d. 小売	e. ソフトウェア又は情報処理サービス業 f. 旅館業 g. サービス業 h. その他	i. 立木竹 j. その他

※a~jの内、必ず1つを○で囲むこと ※複数の事業がある場合、売上額の多い事業を選択 ※資格の種類と同一でなくても問題ありません

以下受付・審査機関使用欄				
受付機関コード	受付番号	2	審査担当者	チェック欄
				住所ビル名 登記とおりです 役職名 登記とおりです

16 競争参加を希望する地域等 (※複数記入可能) ※入札窓口を登録する欄ではありません。

地域 (○をつける)	営業所等名称 (本社を含む)	〒	所在地	連絡先
北海道				TEL:
				FAX:
東北				TEL:
				FAX:
関東 甲信越				TEL:
				FAX:
東海北陸				TEL:
				FAX:
近畿				TEL:
				FAX:
中国				TEL:
				FAX:
四国				TEL:
				FAX:
九州 沖縄				TEL:
				FAX:

※営業所ではなく本社が選択する地域を担当する場合、本社名称(会社名)を省略せずに記入 ※本社住所(登記事項証明書の住所)が現住所と異なる場合は現住所を記入の上、末尾に(現住所)をつける ※(市外局番-局番-番号)

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード					
-------------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

17 希望する資格の種類等 (希望する資格の種類と営業品目に○をつける。複数選択可)

資格の種類	物品の製造	
営業品目	101	衣服・その他繊維製品類
	102	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	103	窯業・土石製品類
	104	非鉄金属・金属製品類
	105	フォーム印刷
	106	その他印刷類
	107	図書類
	108	電子出版物類
	109	紙・紙加工品類
	110	車両類
	111	その他輸送・搬送機械器具類
	112	船舶類
	113	燃料類
	114	家具・什器類
	115	一般・産業用機器類
	116	電気・通信用機器類
	117	電子計算機類
	118	精密機器類
	119	医療用機器類
	120	事務用機器類
121	その他機器類	
122	医薬品・医療用品類	
123	事務用品類	
124	土木・建設・建築材料	
127	警察用装備品類	
128	防衛用装備品類	
129	その他	

資格の種類	物品の販売	
営業品目	201	衣服・その他繊維製品類
	202	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	203	窯業・土石製品類
	204	非鉄金属・金属製品類
	205	フォーム印刷
	206	その他印刷類
	207	図書類
	208	電子出版物類
	209	紙・紙加工品類
	210	車両類
	211	その他輸送・搬送機械器具類
	212	船舶類
	213	燃料類
	214	家具・什器類
	215	一般・産業用機器類
	216	電気・通信用機器類
	217	電子計算機類
	218	精密機器類
	219	医療用機器類
	220	事務用機器類
221	その他機器類	
222	医薬品・医療用品類	
223	事務用品類	
224	土木・建設・建築材料	
227	警察用装備品類	
228	防衛用装備品類	
229	その他	

資格の種類	役務の提供等	
営業品目	301	広告・宣伝
	302	写真・製図
	303	調査・研究
	304	情報処理
	305	翻訳・通訳・速記
	306	ソフトウェア開発
	307	会場等の借り上げ
	308	賃貸借
	309	建物管理等各種保守管理
	310	運送
	311	車両整備
	312	船舶整備
	313	電子出版
	314	防衛用装備品類の整備
	315	その他

資格の種類	物品の買受け	
営業品目	401	立木竹
	402	その他

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード					
-------------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

18 製造・販売等実績 (役務の提供等、買受を含む。※税込みで記入してください。)

①直前々年度分決算	②直前年度分決算	③前2ヶ年間の平均実績高
年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	
(千円)	(千円)	(千円)

※設立、間もない組織・団体は、決算がない場合、上記①②に「0」を記入、決算がある場合、上記②③に売上金額を記入
 ※小数点第一位は四捨五入して記入
 ※計上金額がない場合「0」を記入
 ※半期決算の場合は2期分を足し合わせて1年分として①と②に記入

売 上 理 由 の	1. 建設コンサルタント 2. 新設会社・休眠会社 3. その他 (合併・分社等)
-----------------------	---

※18番の売上げが0の場合、当てはまる理由いずれか1つに○をつける

19 自己資本額

区分	直前決算時 (1) (千円)	決算後の増減額 (2) (千円)	合 計 (3) (千円)
① 払込資本金 (うち外国資本)			
② 準備金・積立金			
③ 次期繰越利益(欠損)金			
④ 計			

【払込資本金】
 ※組合の場合、出資金の金額を記入
 ※公益法人の場合、正味財産合計又は基本金の金額を記入
 ※個人の場合、元入金金額を記入
 【決算後の増減額】
 ※資本の増資等の場合のみ記入
 【合計】
 ※貸借対照表の純資産金額と合致するよう記入
 ※詳細は申請書記入要項を参照

20 外資状況 (※外資：払込資本金額に含まれる外国資本がおおむね50%を超える場合を指す)

外資なし (空欄に○)	1. 外国籍会社 (空欄に○)	2. 日本国籍会社 (空欄に○)	3. 日本国籍会社 (空欄に○ 比率がおおむね50%で最大2か国記入可能)
	国名： (比率：)	国名： (比率： 100 %)	国名： (比率： %) [国名： (比率： %)]

21 経営状況 (流動比率)

流動比率	流動資産 (千円)	× 100 =	%
	流動負債 (千円)		

22 みなし大企業

以下の「みなし大企業」にあてはまる場合、チェックボックスにチェックすること
 ※発行済株式の総数または出資価額の2分の1以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
 ※発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
 ※大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1を占めている中小企業者
 ※資格審査結果通知書に印字される企業規模判定に使用されます

23 営業年数

年

※【27】営業経歴の(3)の満年数を転記

24 常勤職員の人数

人

※パート・アルバイトは除く

25 設備の額 (※上記17で「物品の製造」を選択した場合のみ記入)

① 機械装置類 (千円)	② 運搬具類 (千円)	③ 工具その他 (千円)	④ 合 計 (千円)

※リース金額等の上記科目にない金額がある場合、③のその他に計上

26 主な設備内容 (※上記17で「物品の製造」を選択した場合のみ記入。このときは必ず当該業種に係る自社の主な設備内容をできるだけ詳細(品名及び台数)に記入してください。)

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード					
-------------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

27

営業経歴 甲:商号又は名称(

)法人番号()

(1)沿革		
出来事	和暦(年月)	詳細
(2)営業年数の求め方の選択		
いずれか1つ選択して、 レ点を付けてください。	<input type="checkbox"/>	登記のある方は、法人成立の年月日から申請日までの満年数
	<input type="checkbox"/>	個人から法人成りされた場合は個人の創立年月日から申請日まで満年数
	<input type="checkbox"/>	登記がない方は、創立年月日から申請日までの満年数
	<input type="checkbox"/>	その他(合併・分社・事業譲渡等の場合。沿革に要記入)
(3)営業年数		
(1)(2)をもとに算出し、 記入してください。	満 <input type="text"/> 年 (休業期間がある場合は、営業年数から差し引いてください。)	※求めた満年数をP.5の【23】営業年数に転記すること。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード							
-------------	--	--	--	--	--	--	--

受付番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

審査担当者							
-------	--	--	--	--	--	--	--

28

予算決算及び会計令第70条第3号に該当しないことの誓約

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、全省庁統一資格審査に申請するにあたり、下記の事項について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。（上記に誓約及び同意する場合、左のチェックボックスにチェックをしてください。）

記

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条第3号に該当しないこと。すなわち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項 各号に掲げる次の者でないこと
 - (1) 指定暴力団員
 - (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員になっているもの。
 - (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

以上

役員等名簿

(1/)

役職	氏名（フリガナ）	性別	生年月日※和暦で記入

★役員等名簿の記入に当たっての留意事項

- ・法人の場合、当役員等名簿に記入する対象は登記事項証明書に記載されている役員です。代表者を先頭に、その他は登記事項証明書の表示順に記載ください。
- ・個人事業主の場合、役職欄は省略可とします。
- ・役員が公務員の場合、役職欄は当該公務員の所属と役職名とし、生年月日は省略可とします。
- ・登記事項証明書に記載された役員が申請時にすでに退任等している場合、役職に退任日、氏名に登記事項証明書に記載の氏名・フリガナを記入してください。

※役員等名簿が8名より多くなる場合は、「(別紙)役員等名簿追加用」を追加してください。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関 コード						
-------------	--	--	--	--	--	--

受付番号						
------	--	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

01	1: 新規	※ 02 受付番号	※ 03 業者コード	※ 申請者	06 適格組	平成	年	月	日
	2: 更新								

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

平成 年度において、貴 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

平成 年 月 日 殿

07 本社(店)郵便番号 - 08 法人番号

フリガナ

09 本社(店)住所

フリガナ

10 商号又は名称

11 役職

フリガナ

代表者氏名



フリガナ

12 担当者氏名

13 本社(店)電話番号

14 担当者電話番号

(内線番号)

15 本社(店)FAX番号

16 電子入札用ICカードの登録番号

17 メールアドレス

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人 申請代理人郵便番号

申請代理人電話番号

申請代理人住 所

申請代理人氏 名



19 外資状況

1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)
--------------------	-------------------------------------	--

20 営業年数 年

21 総職員数 (人)

22 設立年月日(和暦)
明治 大正 年 月 日
昭和 平成

23 みなし大企業
 下記のいずれかに該当する 該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

「16電子入札用ICカードの登録番号」欄には、当省(庁等)の電子入札システムでの企業ID(複数ある場合には代表的なものを1つ)を記入すること。

※ 受付番号

※ 業者コード

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類)

工事

注 文 者	元請又は 下請の別	工 事 名	工事場所のある 都 道 府 県 名	配置技術者氏名	請 負 代 金 の 額(千円)		着 工 年 月
					うち()	完成(予定)年月	
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月

合 計	件	千円	千円
-----	---	----	----

記載要領

- 1 本表は、経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書(直前1年分)の写しで代替することができる。
- 2 本表は、許可を受けた建設業の種類に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 3 本表は、直前1年間の完成工事について、記載された請負代金の額(工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、記載要領7により付記されたその完成工事高)の合計が、完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、その完成工事高。記載要領7を除き、以下同じ。)の合計のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、直前1年間に着工した主な未完成工事について記載すること。
- 4 共同企業体(JV)として行った工事については、「元請又は下請の別」の欄に、当該区別に係る記載のほかJVと付記すること。
- 5 「配置技術者氏名」の欄には、完成工事について、建設業法第26条第1項又は第2項の規定により直前1年間に置かれた者の氏名をすべて記載すること。
- 6 土木一式工事についてこの表を作成する際には、「請負代金の額」の欄中「うち()」の括弧内に「PC」と記載し、各工事ごとにプレストレストコンクリート工事に該当する請負代金の額を記載すること。また、とび・土工・コンクリート工事について作成する際には「法面処理」、鋼構造物工事について作成する際には「鋼橋上部」について同様に記載すること。
- 7 工事進行基準を採用している場合、その工事進行基準が適用される完成工事については、「請負代金の額」の欄に、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 8 「合計」の欄には、完成工事の件数及び完成工事に係る請負代金の額の合計(記載要領6によりPC等について請負代金の額を記載する場合には、当該区分に係る額の合計を含む。)を記載すること。
- 9 下請工事については、「注文者」の欄には直接注文した元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には下請工事の名称を記載すること。
- 10 「請負代金の額」は、消費税抜きの金額を記載すること。

※ 受付番号

※ 業者コード

23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

建設コンサルタント業務																					補償コンサルタント業務							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
河川、砂防及び海岸・海洋	空港湾及び	電力土木	道路	鉄道	工業用水道及び下水道	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画及び地方計画	地質	土質及び基礎	鋼構造物及びコンクリート	トンネル	施工計画、施工設備及び積算	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械工作物	営業補償・特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償

24 自己資本額	区分		直前決算時			
	(1) (うち外国資本) 株主資本					
	(2) 評価・換算差額金					
	(3) 新株予約権					
	(4) 計					

25 損益計算書	税引前当期利益(千円)	(S)				
26 貸借対照表	① 流動資産(千円)	(m)				
	② 流動負債(千円)	(n)				
	③ 固定資産(千円)	(Q)				
	④ 総資本額(千円)	(R)				

27 経営比率	① 総資本純利益率	(S/R×100)				(%)
	② 流動比率	(m/n×100)				(%)
	③ 自己資本固定比率	(P/Q×100)				(%)

28 外資状況	1 外国籍会社	3 日本国籍会社
	[国名:]	[国名:]
	2 日本国籍会社	(外資比率: %)
	[国名:]	[国名:]
	(外資比率: 100%)	(外資比率: %)

29 営業年数等	① 創業	年 月 日
	② 休業期間又は転(廃)業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	③ 現組織への変更	年 月 日
	④ 営業年数	年

30 常勤職員の数(人)	① 技術職員	② 事務職員	③ その他の職員	④ 計	⑤ 役員等

※ ⑤は④の内数

資格審査結果通知書(全省庁統一資格)

平成 年 月 日

業者コード: 法人番号: 発行番号:

企業規模: 設立年月日:

資格の種類及び等級:

資格の種類	物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け
付与数値合計				
等級				

資格の有効期間: 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

競争参加地域: (*印の地域について有効)

北海道	東北	関東・甲信越	東海・北陸	近畿	中国	四国	九州・沖縄

営業品目:

物品の製造	物品の販売	役務の提供等	物品の買受け

衆議院庶務部会計課長	外務省大臣官房会計課長
参議院庶務部会計課長	財務省大臣官房会計課長
国立国会図書館総務部会計課長	文部科学省大臣官房会計課長
最高裁判所事務総局経理局長	厚生労働省大臣官房会計課長
会計検査院事務総長官房会計課長	農林水産省大臣官房参事官(経理)
内閣府大臣官房会計課長	経済産業省大臣官房会計課長
復興庁会計担当参事官	国土交通省大臣官房会計課長
総務省大臣官房会計課長	環境省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長	防衛省大臣官房会計課長

さきに申請のあった平成 . . 年度の一般競争(指名競争)参加資格の審査結果を通知します。

なお、本通知書は、競争参加地域に所在する衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣(内閣官房、内閣法制局、人事院)、内閣府(内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁)、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省の各調達機関に共通して有効です。

本通知書は、一般競争(指名競争)入札の際、当該調達機関から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

なお、申請書類に故意に虚偽の事実を記載した者等にあつては、本資格を取り消す場合があります。

本通知書受領後に申請内容に変更があつた場合は、いずれかの受付機関に速やかに届け出てください。

受付機関:

受付番号:

平成 年 月 日

平成 年 度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書

殿

会計検査院事務総長官房会計課長

さきに審査申請のあった標記の資格について、下記のとおり資格があると認定
しましたので、通知します。

受付番号

記

契約の種類	区 分	等級	契約の種類	区 分	等級

なお、この通知書受領後に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の申請内容に変更があった場合は、別添の届出事項及び変更届の様式に従って届け出て下さい。

有効期限 平成 年 月 日

(別紙2) 希望する資格の種類、営業品目(変更後の内容を記載すること)

(※複数記入可能)

資格の種類※	物品の製造	
営業品目 ※	101	衣服・その他繊維製品類
	102	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	103	窯業・土石製品類
	104	非鉄金属・金属製品類
	105	フォーム印刷
	106	その他印刷類
	107	図書類
	108	電子出版物類
	109	紙・紙加工品類
	110	車両類
	111	その他輸送・搬送機械器具類
	112	船舶類
	113	燃料類
	114	家具・什器類
	115	一般・産業用機器類
	116	電気・通信用機器類
	117	電子計算機類
	118	精密機器類
	119	医療用機器類
	120	事務用機器類
	121	その他機器類
	122	医薬品・医療用品類
	123	事務用品類
	124	土木・建設・建築材料
	127	警察用装備品類
	128	防衛用装備品類
	129	その他

資格の種類※	物品の販売	
営業品目 ※	201	衣服・その他繊維製品類
	202	ゴム・皮革・プラスチック製品類
	203	窯業・土石製品類
	204	非鉄金属・金属製品類
	205	フォーム印刷
	206	その他印刷類
	207	図書類
	208	電子出版物類
	209	紙・紙加工品類
	210	車両類
	211	その他輸送・搬送機械器具類
	212	船舶類
	213	燃料類
	214	家具・什器類
	215	一般・産業用機器類
	216	電気・通信用機器類
	217	電子計算機類
	218	精密機器類
	219	医療用機器類
	220	事務用機器類
	221	その他機器類
	222	医薬品・医療用品類
	223	事務用品類
	224	土木・建設・建築材料
	227	警察用装備品類
	228	防衛用装備品類
	229	その他

資格の種類※	役務の提供等	
営業品目 ※	301	広告・宣伝
	302	写真・製図
	303	調査・研究
	304	情報処理
	305	翻訳・通訳・速記
	306	ソフトウェア開発
	307	会場等の借り上げ
	308	賃貸借
	309	建物管理等各種保守管理
	310	運送
	311	車両整備
	312	船舶整備
	313	電子出版
	314	防衛用装備品類の整備
	315	その他

資格の種類※	物品の買受け	
営業品目 ※	401	立木竹
	402	その他

※ 既に選択している資格や営業品目に変更がなければ、空欄にしてください。追加なら○を記入し、削除なら▲を記入してください。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード					
---------	--	--	--	--	--

受付番号					
------	--	--	--	--	--

審査担当者	
-------	--

(別紙3) 予算決算及び会計令第70条第3号に該当しないことの誓約



当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、全省庁統一資格審査に申請するにあたり、下記の事項について誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。（上記に誓約及び同意する場合、左のチェックボックスにチェックをしてください。）

記

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条第3号に該当しないこと。
すなわち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項 各号に掲げる次の者でないこと
 - (1) 指定暴力団員
 - (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員になっているもの。
 - (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

以上

役員等名簿

(1/)

役職	氏名（フリガナ）	性別	生年月日※和暦で記入

★役員等名簿の記入に当たっての留意事項

- ・法人の場合、当役員等名簿に記入する対象は登記事項証明書に記載されている役員です。代表者を先頭に、その他は登記事項証明書の表示順に記載ください。
- ・個人事業主の場合、役職欄は省略可能とします。
- ・役員が公務員の場合、役職欄は当該公務員の所属と役職名とし、生年月日は省略可能とします。
- ・登記事項証明書に記載された役員が申請時にすでに退任等している場合、役職に退任日、氏名に登記事項証明書に記載の氏名・フリガナを記入してください。

※役員等名簿が8名より多くなる場合は、「(別紙3a) 役員等名簿追加用」を追加してください。

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード							
---------	--	--	--	--	--	--	--

受付番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

審査担当者							
-------	--	--	--	--	--	--	--

平成 年 度
競争契約参加資格審査申請書変更届 (建設工事、測量・建設コンサルタント等)

年 月 日

会計検査院事務総長官房会計課長 殿

登録業種名
資格認定通知書の
交付年月日・番号
住 所
商号又は名称
代 表 者 名

第 千

年 月 日
号

印

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 登録されている資格の種類を、表題の(建設工事、測量等)に○印を付すこと。
- 2 本様式に収まらない場合には、裏面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。

一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書再発行届(物品製造等)

申請日 平成 年 月 日

衆議院庶務部會計課長殿
 参議院庶務部會計課長殿
 国立国会図書館総務部會計課長殿
 最高裁判所事務総局経理局長殿
 会計検査院事務総長官房會計課長殿
 内閣府大臣官房會計課長殿
 復興庁會計担当参事官殿
 総務省大臣官房會計課長殿
 法務省大臣官房會計課長殿

外務省大臣官房會計課長殿
 財務省大臣官房會計課長殿
 文部科学省大臣官房會計課長殿
 厚生労働省大臣官房會計課長殿
 農林水産省大臣官房参事官(経理)殿
 経済産業省大臣官房會計課長殿
 国土交通省大臣官房會計課長殿
 環境省大臣官房會計課長殿
 防衛省大臣官房會計課長殿

下記の通り届け出をします。
 なお、この再発行届及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

右記申請者情報項目を記入し、代表者印を押印の上、1.の再発行申請を記入し、2.で資格審査結果通知書の送付先を記入してください

1. 再発行申請

再発行事由(該当する項目に○印を記入)

<input type="checkbox"/>	亡失により再発行を申請します
<input type="checkbox"/>	通知書不着により再発行を申請します

その他添付書類(該当する項目に○印を記入)

<input type="checkbox"/>	委任状(代理申請の場合必須)
<input type="checkbox"/>	その他 ※詳しくは再発行届記入要項を参照のこと

2. 資格結果通知書送付先(該当する項目に○印を記入)

資格審査結果通知書送付先	<input type="checkbox"/> 1. 本社	<input type="checkbox"/> 2. 担当者・代理人
--------------	--------------------------------	-------------------------------------

※未記入の場合は本社になります

【申請者情報項目】

業者コード		資格審査結果通知書 交付年月日	平成 年 月 日
法人番号			
本社住所 商号又は名称 代表者役職名 代表者	〒 印 [代表者印]		
申請 担当者・ 代理人	住所	〒	
	部署名(所属名)役職名	氏名(フリガナ)	
		氏名(漢字)	
	TEL	FAX	

以下受付・審査機関使用欄

受付機関コード		受付番号		審査担当者	
---------	--	------	--	-------	--